第二・二条　物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第二・三条　内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第二・四条　関税の撤廃又は引下げ

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2　両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一（第二・四条(関税の撤廃又は引下げ)の規定に関する表）の自国の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

3　特定の産品に関し最恵国待遇に基づいて適用される自国の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率に等しくなり、又はこれより低くなる場合には、一方の締約国は、他方の締約国に対し、その撤廃又は引下げを遅滞なく通報する。

4　特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用する。

第二・五条　関税上の評価

各締約国は、関税評価協定第一部の規定に従い、両締約国間で取引される物品の課税価額を決定する。

第二・六条　輸出税

いずれの一方の締約国も、自国から他方の締約国に輸出される産品について、いかなる税も課し、又は維持してはならない。ただし、当該税の額が、国内消費に向けられる同種の産品に課される税の額を超えない場合は、この限りでない。

第二・七条　輸出補助金

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に仕向けられる産品について、いかなる輸出補助金も導入し、又は維持してはならない。

第二・八条　非関税措置

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく自国の権利及び義務に基づく場合又はこの協定に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる非関税措置（数量制限を含む。）も採用し、又は維持してはならない。

2　各締約国は、1の規定に基づいて認められる自国の非関税措置（数量制限を含む。）の透明性を確保するものとし、両締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、当該措置が立案され、制定され、又は適用されないことを確保する。

第二・九条　行政上の手数料及び課徴金

1　各締約国は、産品の輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課される全ての手数料及び課徴金が、千九百九十四年のガット第八条の規定に適合するものであることを確保する。

2　各締約国は、産品の輸入及び輸出に関連して課する手数料及び課徴金の詳細について、実行可能な限り速やかにインターネット上で利用可能なものとする。

第二・十条　貿易に関する規則の施行

1　各締約国は、この章の規定の対象となる事項に関する自国の全ての法令、司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定を一律の、公平な、かつ、合理的な方法で実施する。このため、千九百九十四年のガット第十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　各締約国は、可能な限り、1に規定する種類の自国の法令及び決定について、インターネット上で公に利用可能なものとする。

第二・十一条　輸入許可手続

1　各締約国は、自動輸入許可手続及び非自動輸入許可手続に係る全ての措置が、透明性があり、かつ、予見可能な方法で実施され、及び輸入許可手続に関する協定に従って適用されることを確保する。

2　一方の締約国は、自国の現行の輸入許可手続について、この協定の効力発生の日の後速やかに他方の締約国に通報する。その通報には、輸入許可手続に関する協定第五条に規定する情報を含める。

3　いかなる新たな輸入許可手続又は輸入許可手続の変更も、実行可能な限り当該新たな手続又は変更の効力発生の日の二十一日前に、いかなる場合にも当該効力発生の日以前に、インターネット上で利用可能なものとし、かつ、輸入許可手続に関する協定第四条の規定によって設置された輸入許可に関する委員会に通報された刊行物において公表する。

4　一方の締約国は、他方の締約国の要請がある場合には、一般に適用される輸入許可手続に係る措置に関する情報を求める当該他方の締約国の要請に対し、速やかにかつ可能な限り回答する。

第二・十二条　ダンピング防止措置及び相殺措置

両締約国は、ダンピング防止措置及び相殺措置に関し、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定の規定についての約束を再確認する。

第二節　セーフガード措置

第二・十三条　二国間セーフガード措置の適用

1　一方の締約国は、第二・四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が一方の締約国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この節の規定に従うことを条件として、自国の国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、経過期間中、二国間セーフガード措置をとることができる。

2　締約国は、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　この章に定める関税の引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　次の税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i)　二国間セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率

(ii)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

第二・十四条　調査

1　締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2(c)に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

2　1に規定する調査については、いかなる場合においても、当該調査の開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

3　1に規定する調査であって、原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか否か又は与えるおそれがあるか否かをこの節の規定に基づいて決定するためのものについては、当該調査を行う締約国の権限のある当局は、当該国内産業の状態に関係を有する全ての要因であって、客観的な、かつ、数値化されたもの（特に、当該原産品の輸入の絶対量及び相対量における増加率及び増加量、輸入が増加した当該原産品の国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化）を評価する。